つがる市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、つがる市市制施行20周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

- **第2条** ロゴマークを使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 市及び市職員が業務に関し使用する場合
 - (2) 学校等の教育機関が教育目的で使用する場合
 - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
 - (4) 営利目的でない個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用する場合
 - (5) つがる市市制施行20周年記念後援等事業募集要項に基づく、つがる市後援等の使用承認を受けた事業でロゴマークを使用する場合 (使用の承認の申請)
- 第3条 前条の承認を受けようとする者は、市制施行20周年記念ロゴマーク使用 承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 (使用の承認)
- 第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときは、市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付すことができる。 (使用の不承認)
- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認をしないものとする。
 - (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがある と認められる場合
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
 - (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
 - (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
 - (6) その他市長が使用について不適当であると認めた場合
- 2 前項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、市制施行20周年記 念ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (使用者の導守事項)
- 第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。

- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (3) ロゴマークを使用した製作物(以下「製作物」という。)の完成後は速 やかに市に提出すること。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その 形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。 (使用料)
- 第7条 使用料は徴収しない。

(使用の変更の承認)

- 第8条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市制施行20 周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めたときは、市制施 行20周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第5号)により通知するも のとする。

(使用の承認の取消し)

- **第9条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの 使用の承認を取り消すものとする。
 - (1) 第5条第1項又は第6条の規定に違反していると認めた場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し市制施行 20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6号)により通知するもの とする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

(差止請求等)

- 第10条 市長は、ロゴマークの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第112条第1項及び第2項に基づく請求をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。(補則)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
 - (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。